

補助金支出一覧(令和2年度決算)

一般会計

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

所 管	支出名称	支出先	令和2年度予算 (予算現計)	令和2年度支出金額	令和元年度支出金額	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	国指定文化財管理費 補助金	国指定文化財所有者	579,000	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費総事業費の1/4を補助する	S55	R4
教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	市指定文化財保存修 理事業費補助金	市指定文化財所有者	4,500,000	0	0	条例の規定により指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わない文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助する	S55	R4
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和セン ター運営費補助金	(公財)大阪国際平和 センター	64,603,000	64,150,548	68,090,441	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する	H3	R3
教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	新型コロナウイルス 感染症に係るキッズ プラザ大阪運営費補 助金	(一財)大阪教育文化 振興財団	232,000,000	216,834,871	0	キッズプラザ大阪運営基本協定書第31条で定める別表2リスク分担表に定めのない、感染症等の想定外の事象を原因とする入場者数の大幅な減少等により、キッズプラザ大阪の運営が著しく困難となり、又は困難となることが予測される場合において、キッズプラザ大阪の運営事業者に対して、当該事象による影響が継続する期間に限り、補助を行うことにより、キッズプラザ大阪の機能を維持し、もって多くの子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供し、次代の大阪を担う子どもたちの教育や健全育成に寄与することを目的とする。	キッズプラザ大阪の運営事業者から補助金の交付の申請を受けたときは、審査のうえ、経費から収入を控除した部分を補助する。	R2	R3
教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	児童生徒就学費補助 金(医療費援助)	要保護・準要保護家 庭の児童生徒の保護 者	9,202,000	4,222,068	7,070,750	教育基本法第4条3項、学校教育法第19条、学校保健安全法第24条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病にかかる医療費の援助を行う	S34	R3
教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	全国中学校スポーツ 大会選手派遣補助金	全国中学校スポーツ 大会に参加する本市 立中学校生徒の保護 者	500,000	0	329,360	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図ることを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催されていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対する交通費および宿泊費の補助 なお、補助額については、交通費はJR大阪駅から開催都市までの往復運賃に相当する額を上限 また、空路の方が合理的な場合は空路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上限とする 運賃の積算、空路の利用については、職員の旅費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	H12	R3
教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	学校臨時休業対策費 補助金	(公財)大阪市学校給 食協会、(公財)大 阪府学校給食会、 (一財)大阪府牛乳 協会	117,514,000	117,389,668	0	政府の要請による市立学校の臨時休業(令和2年3月3日から春季休業の開始日の前日までの間における学校保健安全法第20条に基づく臨時休業)による学校給食の休止にも伴い、事業者に対して既に発注されていた食材にかかる経費等を補助することにより、給食食材の安定的な供給体制を確保することを目的とする。	文部科学省が令和2年3月に創設した学校臨時休業対策費補助金制度の範囲内で市補助金を交付することとし、補助対象は「事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等(ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする。)」とする。	R2	R2

問い合わせは、各所管の担当までお願いします。

(単位:円)

所 管	支出名称	支出先	令和2年度予算 (予算現計)	令和2年度支出金額	令和元年度支出金額	交付目的	事業の概要	事業 開始年度	終期又は 次回検証 年度
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補助 金)	本市在住高校生およ び高専生	26,296,000	16,638,895	18,420,217	経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者 に対し奨学費を支給し、教育の機会均等を確保す ることを目的とする	本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯 (生活保護世帯を除く)を対象として、領収書等によ り使途確認の上、奨学費を支給する 第一学年は107千円以内、第二学年以上は72千 円以内、大阪府「奨学のための給付金」の支給額 を差し引いた額を奨学費の支給上限額とする	S24	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(学用品費等補助)	要保護・準要保護家 庭の児童生徒の保護 者	1,237,487,000	874,709,704	2,248,607,307	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基 づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生 徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図 り、義務教育の円滑な実施に資することを目的と する	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要 保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している 者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活 動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1年生 のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保 護者のみ)	S34	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(給食費補助)	準要保護家庭の児童 生徒の保護者	0	0	0	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基 づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生 徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図 り、義務教育の円滑な実施に資することを目的と する	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる 程度に困窮している者(準要保護者)に対して、 学校給食費の支給を行う ・小学校は実費相当額、中学校は令和元年7月 まで実費相当額の1/2、令和元年8月以降は 実費相当額	S34	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(中学校夜間学級学 用品費等補助)	本市在住中学校夜間 学級生徒、またはそ の保護者	1,646,000	1,069,764	1,165,236	大阪市に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、 経済的理由により就学が困難な者に対し、就学 上の負担を軽減し、教育の円滑な実施を図るこ とを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級 生徒またはその保護者に対して、学用品費等、 校外活動費(泊を伴わないもの)、修学旅行費、 通学費の支給を行う	S45	R3
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(視覚・聴覚特別支 援学校高等部学用品 費等補助)	視覚・聴覚特別支援 学校高等部専攻科生 徒の保護者	0	0	0	視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校への就 学の特種事情に鑑み、保護者等の経済的負担を 軽減するため、その負担能力に応じ、就学のた めの必要な経費について、本市が一部を補助 することとし、もって特別支援教育の普及奨励 を図ることを目的とする	「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行 令」第2条の経費の支弁区分の第1段階及び第 2段階に該当する者で、援助を希望する者に対 して、学校徴収金会計基準に定める生徒費に 相当する額の支給を行う	S32	R元
教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助 金(小・中学校特別支 援学級学用品費等補 助)	大阪市立小・中学校 の特別支援学級に就 学する児童生徒の保 護者及び学校教育法 施行令第22条の3に 規定する障がいの程 度に該当する児童生 徒の保護者	67,734,000	55,976,291	132,065,744	大阪市立小学校または中学校の特別支援学級 に就学する児童生徒の保護者及び学校教育法 施行令第22条の3に規定する障がいの程度に 該当する児童生徒の保護者の経済的負担を軽 減し、もって、特別支援教育の振興に資する ことを目的とする	小学校または中学校の特別支援学級に就学 している児童生徒の保護者及び学校教育法 施行令第22条の3に規定する障がいの程度 に該当する児童生徒の保護者に対して、「特 別支援学校への就学奨励に関する法律施行 令」第2条の経費の支弁区分により経済的負 担能力に応じて、学用品等購入費、校外活 動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、 新入学児童・生徒学用品費等(1年生のみ)、 交流学习交通費、職場実習交通費(中学校 のみ)、医療費を支給する	S46	R3
所属計			1,762,061,000	1,351,570,809	2,476,328,055				